

---

## 第3章 ごみ処理基本計画

---



# 第1節 ごみ処理の現状

---

## 1. ごみの処理体制

### (1) ごみの分別収集

本市の家庭から発生したごみ（以下「収集ごみ」という。）の分別種類は、大きく分けて①燃えるごみ、②燃えないごみ、③資源ごみ、④粗大ごみ、⑤有害ごみの5種類に分けられます。

しかし、佐賀地区(※1)、大和町、富士町、川副町、東与賀町、久保田町の6地区と諸富町、三瀬地区(※2)の2地区では、処理施設が異なるため、若干の相違点があります。

家庭から分別して出されたごみは、市または市（または脊振共同塵芥処理組合）が委託する業者が収集します。事業活動に伴って発生したごみは、排出事業者が事業系一般廃棄物（ごみ）の収集運搬の許可を持った業者へ委託し、収集します。あわせて、市民または事業者自らが施設へ直接持ち込むことも可能としています。

※1 佐賀地区とは、平成17年10月の市町村合併前の佐賀市の区域

※2 三瀬地区とは、平成17年10月の市町村合併前の三瀬村の区域

◆図表 3-1 家庭ごみの分類

佐賀地区、大和町、富士町、川副町、東与賀町、久保田町

分別種類		具体例	
燃えるごみ		生ごみ、紙くず、プラスチック製品、木くず、ゴム製品、皮革製品 など	
燃えないごみ		金属、ガラス、陶磁器、小型家電、スプレー缶・ライター、乾電池 など	
資源ごみ	紙類	新聞・ちらし	新聞、ちらし
		牛乳パック	牛乳パック（500ml 以上）
		ダンボール	ダンボール
		雑誌・包装紙・紙箱	雑誌、レシート、コピー用紙、パンフレット、包装紙、封筒、箱類 など
	布類	衣類、毛布、シーツ、タオルケット	
	ビン・缶	飲食用空缶・空ビン、食品用空缶・空ビン	
	ペットボトル	調味料・飲料用・酒類用のペットボトル	
	廃食用油	不用になった天ぷら油などの植物油	
粗大ごみ		家具類、家電品、寝具類、自転車 など	
蛍光管、体温計		蛍光管、水銀体温計	

諸富町、三瀬地区

分別種類		具体例	
燃えるごみ		台所ごみ、紙類、プラスチック製品、繊維類、ゴム、皮革製品 など	
燃えないごみ		金物、小型家電、ガラス類、陶磁器、スプレー缶・ライター など	
資源ごみ	紙類	新聞・広告	新聞・広告
		紙パック	紙パック
		ダンボール	ダンボール
		雑誌類	雑誌
		雑誌がみ類	コピー用紙、文書、メモ紙、菓子箱、封筒、手紙、はがき、包装紙など
	空缶・空ビン	飲食用空缶・空ビン、食品用空缶・空ビン	
	ペットボトル	調味料・飲料用・酒類用のペットボトル	
	トレイ	食品用トレイ	
	廃食用油	不用になった天ぷら油などの植物油	
粗大ごみ		家具類、家電品、寝具類、自転車 など	
有害ごみ等		蛍光管、電球、乾電池類、体温計 など	

◆図表 3-2 収集体制・収集頻度（家庭ごみ）

佐賀地区、大和町、富士町、川副町、東与賀町、久保田町

分別種類		収集頻度・収集形態	
燃えるごみ		週 2 回／直営・委託	
燃えないごみ		月 2 回／委託	
資源ごみ	紙類	新聞・ちらし	月 2 回／直営・委託
		牛乳パック	
		ダンボール	
		雑誌・包装紙・紙箱	
	布類	月 2 回／委託	
	ビン・缶		
	ペットボトル		月 2 回／直営・委託
廃食用油	週 1 回／直営		
粗大ごみ		月 1 回または随時／委託	
蛍光管、体温計		月 2 回／委託	

諸富町、三瀬地区

分別種類		収集頻度・収集形態	
燃えるごみ		週 2 回／委託	
燃えないごみ		月 2 回／委託	
資源ごみ	紙類	新聞・広告	月 1 回／委託
		紙パック	
		ダンボール	
		雑誌類	
		雑がみ類	
	空缶・空ビン	月 2 回／委託	
	ペットボトル	月 1 回／委託	
	トレイ	月 1 回／委託	
廃食用油	週 1 回／直営（市）		
粗大ごみ		月 1 回または随時／委託	
有害ごみ等		月 2 回／委託	

◆図表 3-3 排出方法及び回収方法（家庭ごみ）

佐賀地区、大和町、富士町、川副町、東与賀町、久保田町

分別種類		排出方法	回収方法	
燃えるごみ		指定袋	ステーション収集	
燃えないごみ		指定袋		
資源ごみ	紙類	新聞・ちらし		紙ひもで十文字にしぼる
		牛乳パック		紙ひもで十文字にしぼる
		ダンボール		紙ひもで十文字にしぼる
		雑誌・包装紙・紙箱		紙ひもで十文字にしぼる 雑がみは紙袋に入れて紙ひもで十文字にしぼるか雑誌にはさんでも可
	布類	紙ひもで十文字にしぼる 雨の日はビニール袋		
	ビン・缶	指定袋		
	ペットボトル	指定袋		
	廃食用油	ふた付の容器に入れる		拠点回収
粗大ごみ		ステッカー・臨時収集	戸別収集	
蛍光管、体温計		透明または半透明の袋	ステーション収集	

諸富町、三瀬地区

分別種類		排出方法	回収方法	
燃えるごみ		指定袋	ステーション収集	
燃えないごみ		指定袋		
資源ごみ	紙類	新聞・広告		ひもでくる
		紙パック		ひもでくる
		ダンボール		ひもでくる
		雑誌類		ひもでくる
		雑がみ類		紙袋に入れてひもでくる
	空缶・空ビン	指定袋		
	ペットボトル	指定袋		
	トレイ	指定袋		
	廃食用油	ふた付の容器に入れる	拠点回収	
粗大ごみ		ステッカー・臨時収集	戸別収集	
有害ごみ等		透明または半透明の袋	ステーション収集	

燃えるごみ、燃えないごみ、ビン・缶、ペットボトル、トレイは、有料指定袋による排出となっています。（トレイは諸富町、三瀬地区のみ）

粗大ごみについては、ステッカーを貼って排出する方法と市または脊振共同塵芥処理組合が委託した業者が2t車で収集に来る方法（臨時収集）があります。

有料指定袋手数料、粗大ごみ手数料は、下表のとおりです。

◆図表 3-4 有料指定袋手数料（平成 26 年 6 月 1 日現在）

分別種類	佐賀地区、大和町、富士町、川副町、東与賀町、久保田町		諸富町、三瀬地区	
	容量	手数料	容量	手数料
燃えるごみ	大（40ℓ）	40 円/枚	大（40ℓ）	40 円/枚
	小（25ℓ）	25 円/枚	中（30ℓ）	30 円/枚
	極小（15ℓ）	15 円/枚	極小（15ℓ）	15 円/枚
燃えないごみ	中（30ℓ）	25 円/枚	中（30ℓ）	30 円/枚
	極小（15ℓ）	15 円/枚		
ビン・缶	中（30ℓ）	20 円/枚	中（30ℓ）	30 円/枚
	極小（15ℓ）	10 円/枚		
ペットボトル	中（30ℓ）	20 円/枚	大（40ℓ）	20 円/枚
	極小（15ℓ）	10 円/枚		
トレイ	-	-	大（40ℓ）	20 円/枚

◆図表 3-5 粗大ごみ手数料（市全域共通）（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区分	手数料	
ステッカー	粗大ごみ 1 個につき 500 円	
臨時収集	2t 車の荷台	
	3分の1 未満	3,200 円
	3分の1 以上 3分の2 未満	6,400 円
	3分の2 以上	9,600 円

## (2) ごみ処理の流れ

本市のごみ処理は、佐賀市（佐賀地区・大和町・富士町・川副町・東与賀町・久保田町）と、脊振共同塵芥処理組合（諸富町・三瀬地区）単位で行っています。

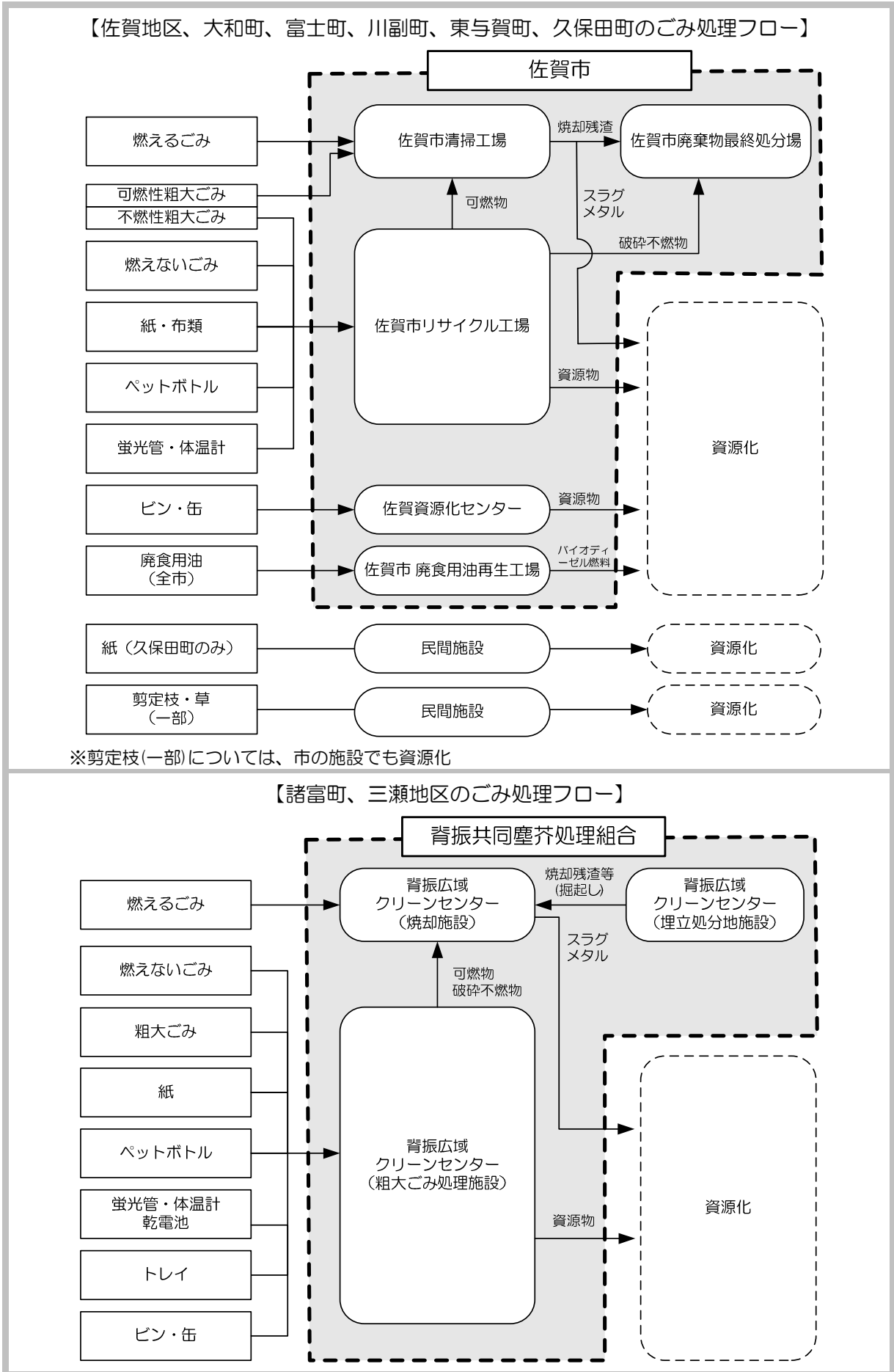
ごみの種類ごとの流れは、以下のとおりです。

◆図表 3-6 ごみ種類別処理状況

項目	佐賀市 (佐賀地区、大和町、富士町、川副町、東与賀町、久保田町)	脊振共同塵芥処理組合 (諸富町・三瀬地区)
燃えるごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「佐賀市清掃工場」において、焼却処理している。</li> <li>▶ 焼却残渣の、資源化不適合物は「最終処分場」において埋立処分し、その他は溶融処理し、スラグやメタルに資源化を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「脊振広域クリーンセンター（焼却施設）」において、焼却処理している。</li> <li>▶ 焼却残渣は、溶融処理し、スラグやメタルに資源化を行っている。</li> </ul>
燃えないごみ 粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「佐賀市リサイクル工場」において選別・破碎・圧縮処理を行っている。</li> <li>▶ 処理後は、資源化できるものは資源化を行い、それ以外のものは、「佐賀市清掃工場」において焼却処理又は「最終処分場」において埋立処分している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「脊振広域クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）」において、選別・破碎・圧縮処理を行っている。</li> <li>▶ 処理後は、資源化できるものは資源化を行い、それ以外のものは、「脊振広域クリーンセンター（焼却施設）」において焼却・溶融処理している。</li> </ul>
紙・布類	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 紙類は「佐賀市リサイクル工場」において選別・梱包し、資源化業者に引き渡している。</li> <li>▶ 久保田町の紙類は、製紙会社が収集し資源化を行っている。</li> <li>▶ 布類は「佐賀市リサイクル工場」において選別し、資源化業者に引き渡している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「脊振広域クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）」において選別・梱包し、資源化業者に引き渡している。 *ただし、布類は除く。</li> </ul>
ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「佐賀市リサイクル工場」において選別・圧縮・梱包し、資源化業者に引き渡している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「脊振広域クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）」において選別・圧縮・梱包し、資源化業者に引き渡している。</li> </ul>
トレイ	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「脊振広域クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）」において選別・圧縮・梱包し、資源化業者に引き渡している。</li> </ul>
ビン・缶	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ビンは「佐賀資源化センター」において選別し、資源化業者へ引き渡している。</li> <li>▶ 缶は「佐賀資源化センター」において選別・圧縮し、資源化を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ビンは「脊振広域クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）」において選別し、資源化業者へ引き渡している。</li> <li>▶ 缶は「脊振広域クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）」において選別・圧縮し、資源化を行っている。</li> </ul>
廃食用油	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「佐賀市廃食用油再生工場」において、バイオディーゼル燃料化を行っている。 * 諸富町、三瀬地区の廃食用油も含む。</li> </ul>	-
体温計 蛍光管	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「佐賀市リサイクル工場」において、保管し、資源化業者へ引き渡している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「脊振広域クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）」において、保管し、資源化業者へ引き渡している。* 乾電池も含む</li> </ul>



◆図表 3-7 ごみ処理の流れ（平成 26 年度）



### (3) ごみ処理施設

本市では合併前に点在していたごみ処理施設を統廃合しており、平成26年度から主に佐賀市清掃工場、佐賀市リサイクル工場、佐賀資源化センター及び脊振広域クリーンセンターにて、本市管内から排出されるごみの処理を行っています。

◆図表3-8 施設の位置



◆図表 3-9 施設の概要

【焼却施設】

施設名	佐賀市清掃工場	
所在地	佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369	
敷地面積	50,600m <sup>2</sup>	
竣工年月	平成 15 年 3 月	
処理能力	ごみ処理施設：300t/日（3 炉）	灰溶融設備：23t/日（1 炉）
処理方式	ごみ処理施設：全連続燃焼式ストーカ炉	灰溶融設備：プラズマ式灰溶融炉

施設名	脊振広域クリーンセンター	
	焼却処理施設	灰溶融施設
所在地	神崎市脊振町鹿路 3362-1	神崎市脊振町鹿路 3362-1
敷地面積	52,547m <sup>2</sup> （粗大ごみ施設・洪水調整池含む）	
竣工年月	平成 9 年 1 月	平成 19 年 12 月
処理能力	111t/日（2 炉）	18.9t/日（2 炉）
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉	焼却炉直結溶融方式

【粗大ごみ処理施設及び資源化施設】

施設名	佐賀市リサイクル工場	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設
所在地	佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369	神崎市脊振町鹿路 3362-1
敷地面積	12,740m <sup>2</sup>	-
竣工年月	平成 16 年 3 月	平成 9 年 1 月
処理能力	24t/日 不燃ごみ、不燃性粗大ごみ処理設備：13t/日 紙類圧縮梱包設備：9t/日 ペットボトル減容梱包設備：2t/日 古紙、布類等貯留保管設備：約 370m <sup>2</sup>	25t/日
処理方式	破碎、選別、圧縮・梱包、その他	破碎、選別、圧縮・梱包、その他

施設名	佐賀市廃食用油再生工場	佐賀資源化センター
所在地	佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369	佐賀市嘉瀬町大字十五 2724-1
敷地面積	177.37m <sup>2</sup> （建屋）	8,756.1 m <sup>2</sup> （借地）
竣工年月	平成 16 年 3 月	平成 4 年 5 月
処理能力	1.5t/日	20.0 t/日

【最終処分場】

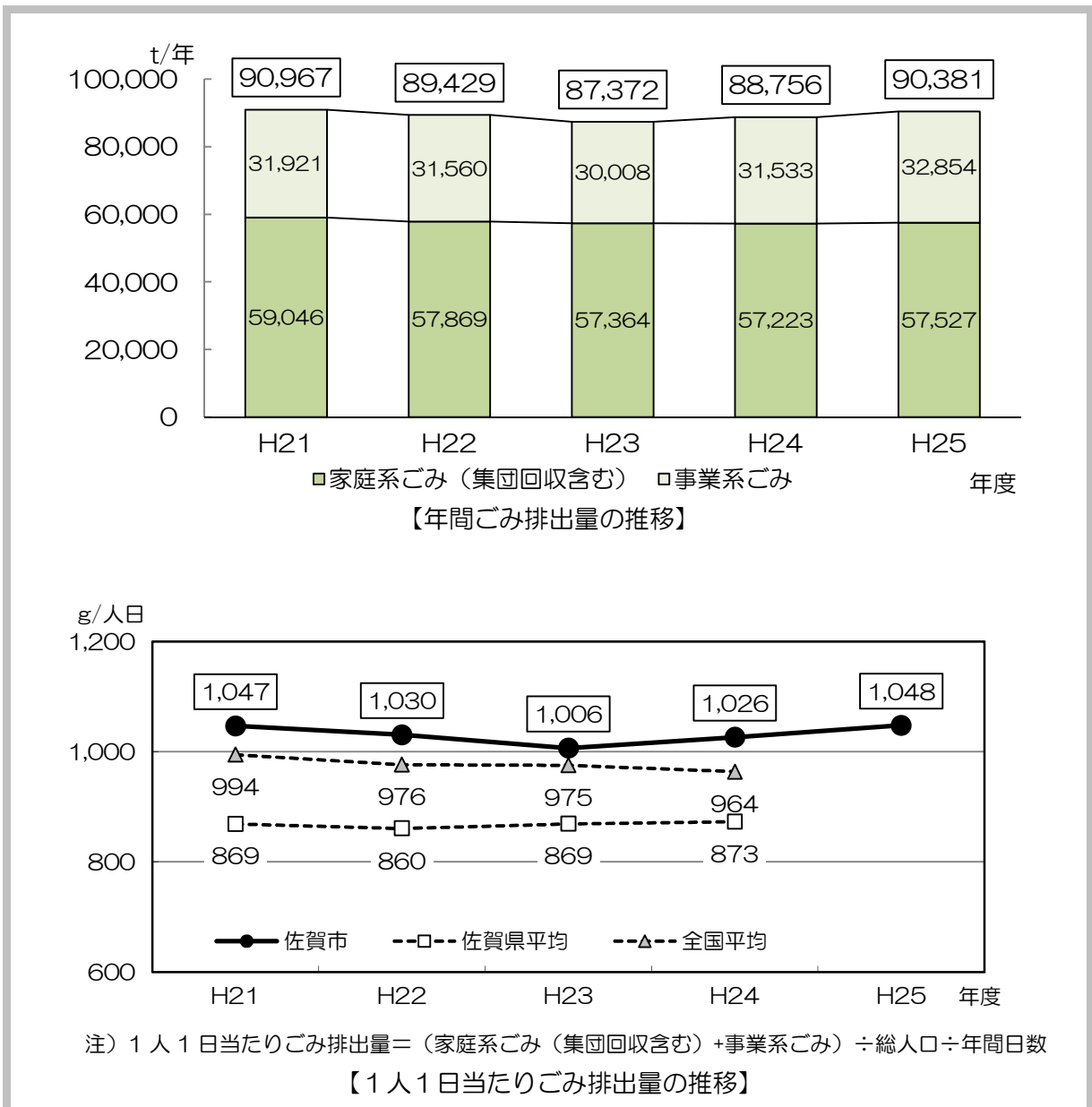
施設名	佐賀市廃棄物最終処分場	埋立処分地施設
所在地	佐賀市嘉瀬町大字十五	神崎市脊振町鹿路 3362-1
埋立面積	146,400m <sup>2</sup>	11,000m <sup>2</sup>
竣工年月	昭和 56 年 10 月	平成 9 年 1 月
埋立容積	450,900m <sup>3</sup>	100,000m <sup>3</sup>
処理方式	セル工法	セル工法
備考	浸出水処理施設 200.0m <sup>3</sup> /日	浸出水処理施設 60m <sup>3</sup> /日

## 2. ごみ排出量

年間のごみ排出量の推移をみると、平成23年度に87,372 t（集団回収込）まで減少しましたが、その後増加傾向となり、平成25年度では90,381 tまで増加しています。1人1日当たりごみ排出量も同様の傾向にあり、平成25年度は1,048gまで増加しています。本要因としては、特に事業系ごみの増加が大きく影響しています。また、全国平均や佐賀県平均との比較については、平成24年度の1人1日当たりごみ排出量でみると、いずれも多い状況にあります。

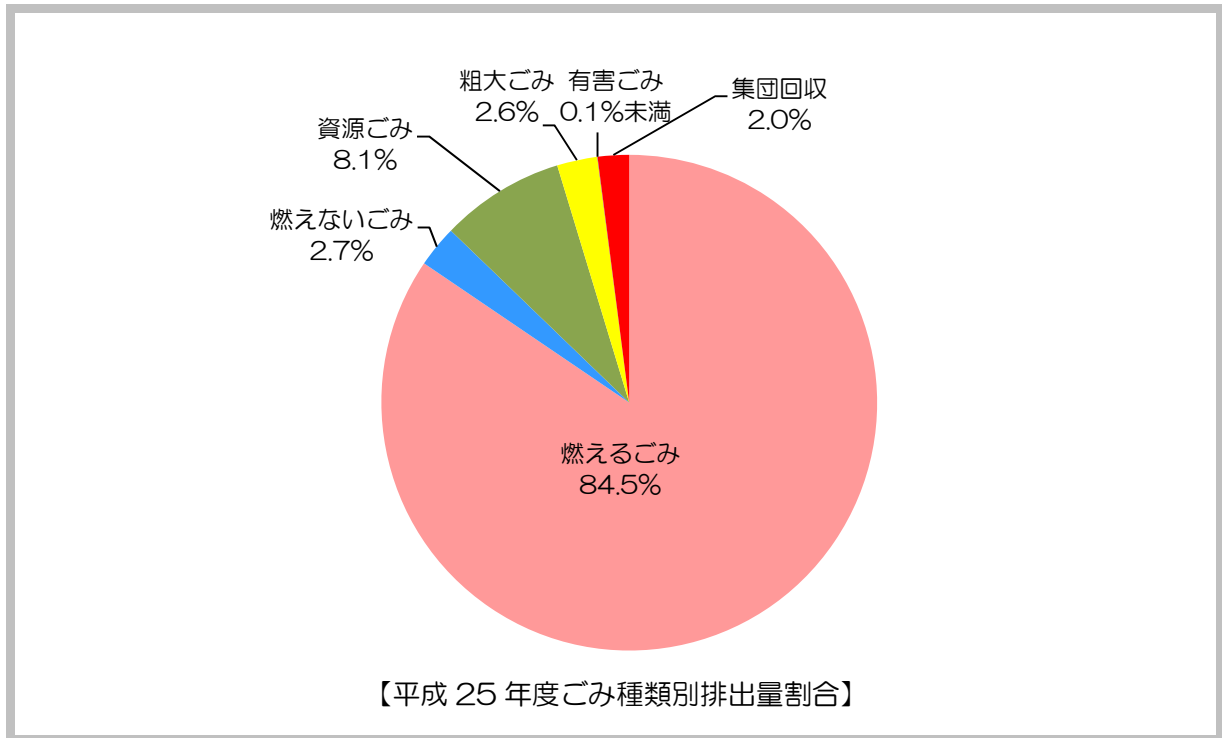
ごみ種類別排出量割合については、平成25年度の実績でみると、燃えるごみが84.5%と大半を占めており、続いて資源ごみが8.1%、燃えないごみが2.7%、粗大ごみが2.6%の順となっております。この割合は、近年、概ね同じ割合となっております。

◆図表 3-10 ごみ排出量の推移



資料：佐賀県・全国「一般廃棄物処理事業実態調査結果」

◆図表 3-11 ごみ種類別排出量割合



◆図表 3-12 ごみ種類別排出量割合の推移

量単位：t

年度 ごみ種	H21	H22	H23	H24	H25
燃えるごみ	76,650 84.3%	75,168 84.1%	73,454 84.1%	74,866 84.4%	76,357 84.5%
燃えないごみ	2,761 3.0%	2,601 2.9%	2,668 3.1%	2,682 3.0%	2,459 2.7%
資源ごみ	7,218 7.9%	7,398 8.3%	7,000 8.0%	6,946 7.8%	7,320 8.1%
粗大ごみ	2,394 2.6%	2,416 2.7%	2,389 2.7%	2,394 2.7%	2,381 2.6%
有害ごみ	18 0.0%	31 0.0%	21 0.0%	26 0.0%	17 0.0%
集団回収	1,926 2.1%	1,815 2.0%	1,840 2.1%	1,842 2.1%	1,847 2.0%
合計	90,967	89,429	87,372	88,756	90,381

注) 上段は排出量、下段は割合

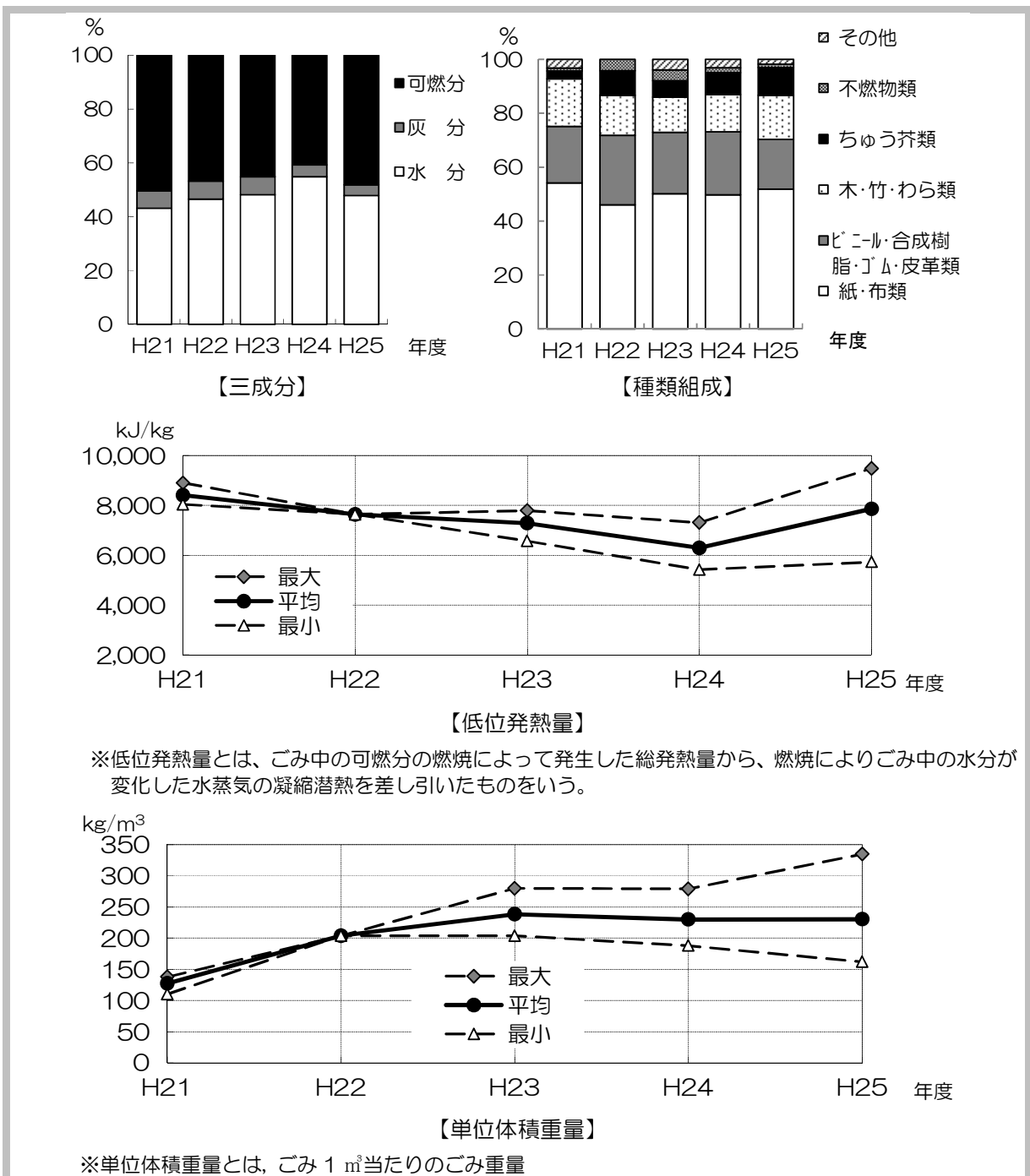
### 3. ごみの性状

#### (1) 燃えるごみの性状（乾燥状態）

佐賀市清掃工場では、定期的に乾燥したごみの性状調査を実施しています。

本市の特徴は「紙・布類」、「ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類」、「木・竹・わら類」の構成比が全体の約90%を占めています。そのため、低位発熱量も自燃限界である4,200kJ/kgを上回る6,000~8,000kJ/kgで推移しています。また、単位体積重量は、平成23年までは増加していましたが、以降は概ね一定の値で推移しています。本要因は、平成21~22年度は嵩張るビニール類や木・竹・わら類の構成比が高いことが影響しているものと考えられます。

◆図表 3-13 ごみ質調査結果（乾燥状態）



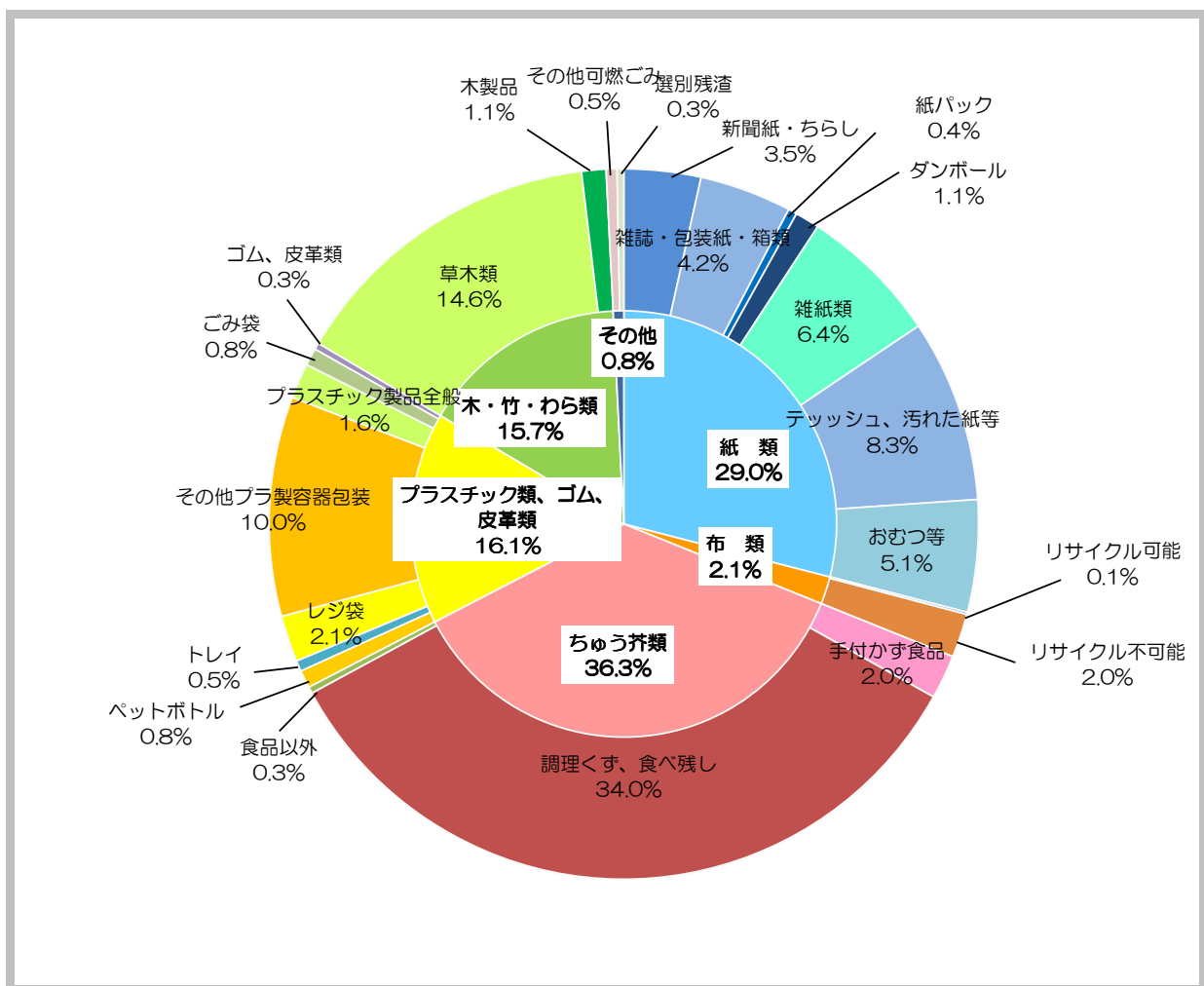
資料：定期検査結果

## (2) 燃えるごみの性状（湿潤状態）

本市の一般家庭から排出される燃えるごみの性状を把握するため、ごみの排出段階でのごみの組成調査を実施しました。調査結果によると、調理くずや食べ残しなどの生ごみであるちゅう芥類（36.3%）の構成割合が最も多く、次いで紙類（29.0%）、プラスチック類、ゴム、皮革類（16.1%）の割合が多くなっています。

排出された燃えるごみの中には、資源ごみに区分される「紙類」や「ペットボトル」等の分別品目が混入していました。また、ちゅう芥類については未開封の食品も多く見受けられ、中には賞味期限内のものなどが捨てられていました。あわせて、プラスチック類ではレジ袋など、マイバッグの利用によりごみの削減が可能なものが捨てられていました。

◆図表 3-14 ごみ質調査結果（湿潤状態）



注) 平成 26 年 8 月 29 日及び 9 月 2 日調査結果

## 4. 中間処理・最終処分

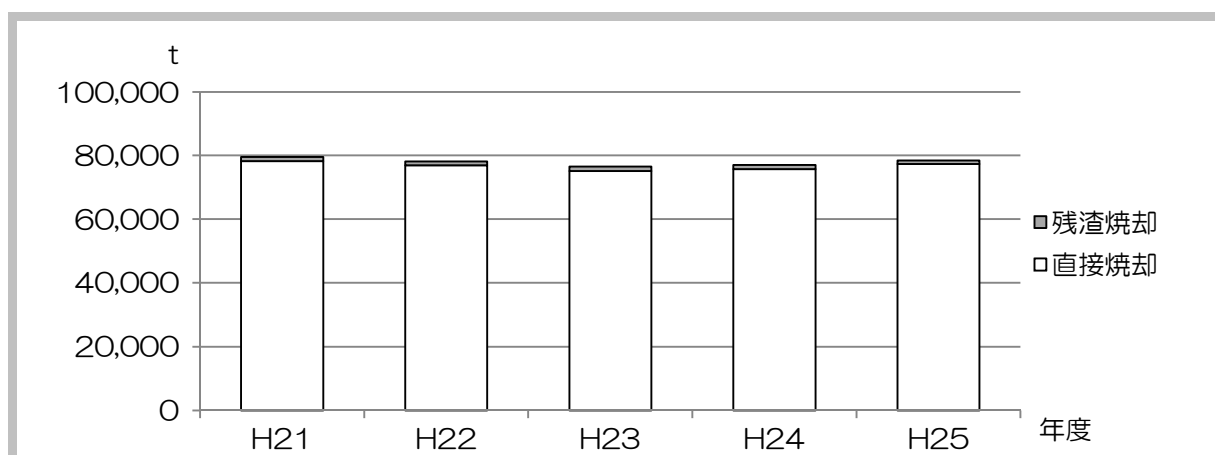
### (1) ごみ焼却量

燃えるごみは、平成 25 年度は、ごみ処理施設の統廃合により、佐賀市清掃工場、川副・東与賀清掃センター及び脊振広域クリーンセンターの 3 施設にて焼却処理を行っており、佐賀市全体としての焼却処理量は 76,000～79,000t の範囲で推移しています。

◆図表 3-15 ごみ焼却量の推移

単位：t

項目 \ 年度	H21	H22	H23	H24	H25
直接焼却	78,280	76,937	75,152	75,724	77,378
残渣焼却	1,275	1,218	1,336	1,269	1,018
計	79,555	78,155	76,488	76,993	78,396



### (2) 資源化量

燃えないごみ、粗大ごみ及び資源ごみは、破碎選別等の中間処理等を行った後に、資源物を回収しています。また、市内の一部地域の古紙は民間業者が回収し、直接資源化を行っています。平成 24 年度から資源化量が増加しているのは、平成 24 年度から民間業者へ処分業の許可を出して剪定枝や草の資源化を推進したことや、ごみ処理施設統廃合によりこれまで埋立処分していた焼却残渣を溶融処理により資源化できるようになったことが要因としてあげられます。

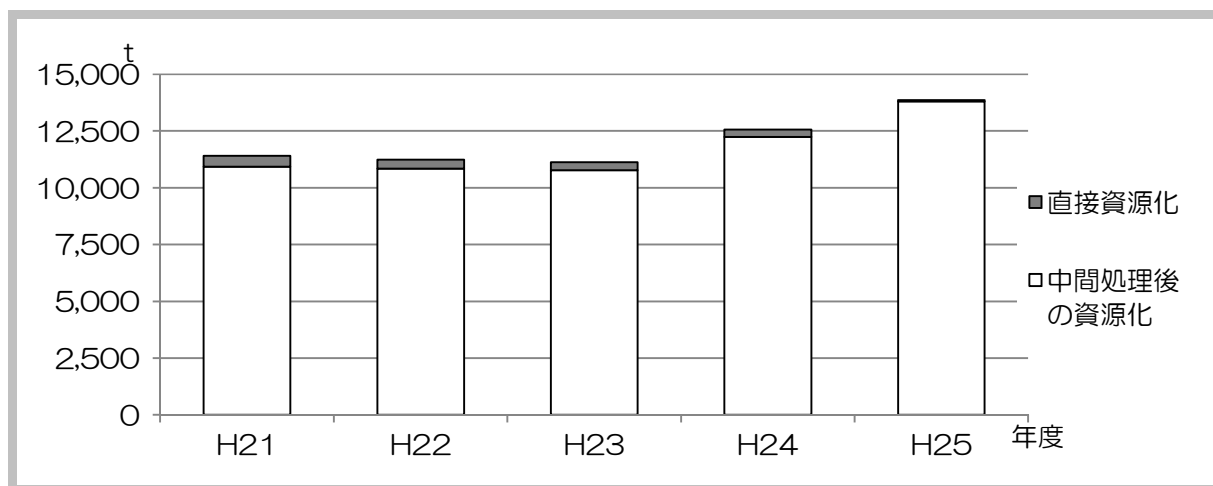
◆図表 3-16 資源化量の推移

単位：t

項目 \ 年度	H21	H22	H23	H24	H25
直接資源化	483	393	353	319	53
中間処理後の資源化	10,932	10,841	10,778	12,245	13,803
計	11,415	11,234	11,131	12,564	13,856

注) H24 までは、大和町、富士町、久保田町の 3 地区の古紙は民間業者が回収し資源化していたが、H25 からは、久保田町の古紙のみ民間業者が回収し資源化している。





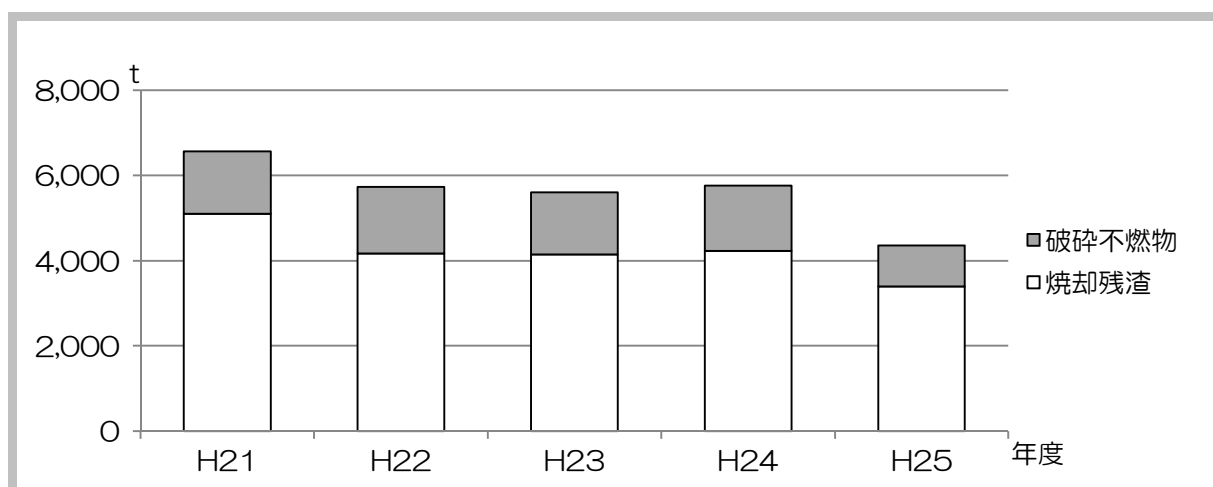
### (3) 最終処分量

最終処分量については、平成 25 年度は減少していますが、これは、資源化量の増加要因としてもあげておりました、ごみ処理施設統廃合により、これまで埋立処分していた焼却残渣を溶融処理により資源化できるようになったことが主な要因としてあげられます。

◆図表 3-17 最終処分量の推移

単位：t

項目 \ 年度	H21	H22	H23	H24	H25
焼却残渣 (溶融不適物含む)	5,098	4,172	4,151	4,230	3,397
破碎不燃物	1,466	1,562	1,450	1,530	959
計	6,564	5,734	5,601	5,760	4,356



#### (4) 発生・排出抑制の取組み

本市では、ごみの減量及び資源の有効利用を図るため、集団回収への奨励金や生ごみ処理容器等の購入補助などの取組みを行っています。

◆図表 3-18 集団回収量

単位：t

項目 \ 年度	H21	H22	H23	H24	H25
集団回収量	1,926	1,815	1,840	1,842	1,847

◆図表 3-19 家庭用生ごみ処理容器等の購入補助実績

単位：基

項目 \ 年度	H21	H22	H23	H24	H25	備考
佐賀市補助分	79	286	269	201	174	補助額： 購入費の2分の1の額 (上限:3,000円)
脊振共同塵芥 処理組合補助分	5	14	18	29	9	補助額： 購入費の2分の1の額 (上限:5,000円)

注) 佐賀市補助分：佐賀地区・大和町・富士町・久保田町・川副町・東与賀町  
脊振共同塵芥処理組合補助分：諸富町・三瀬地区

## 5. リサイクルと最終処分の状況

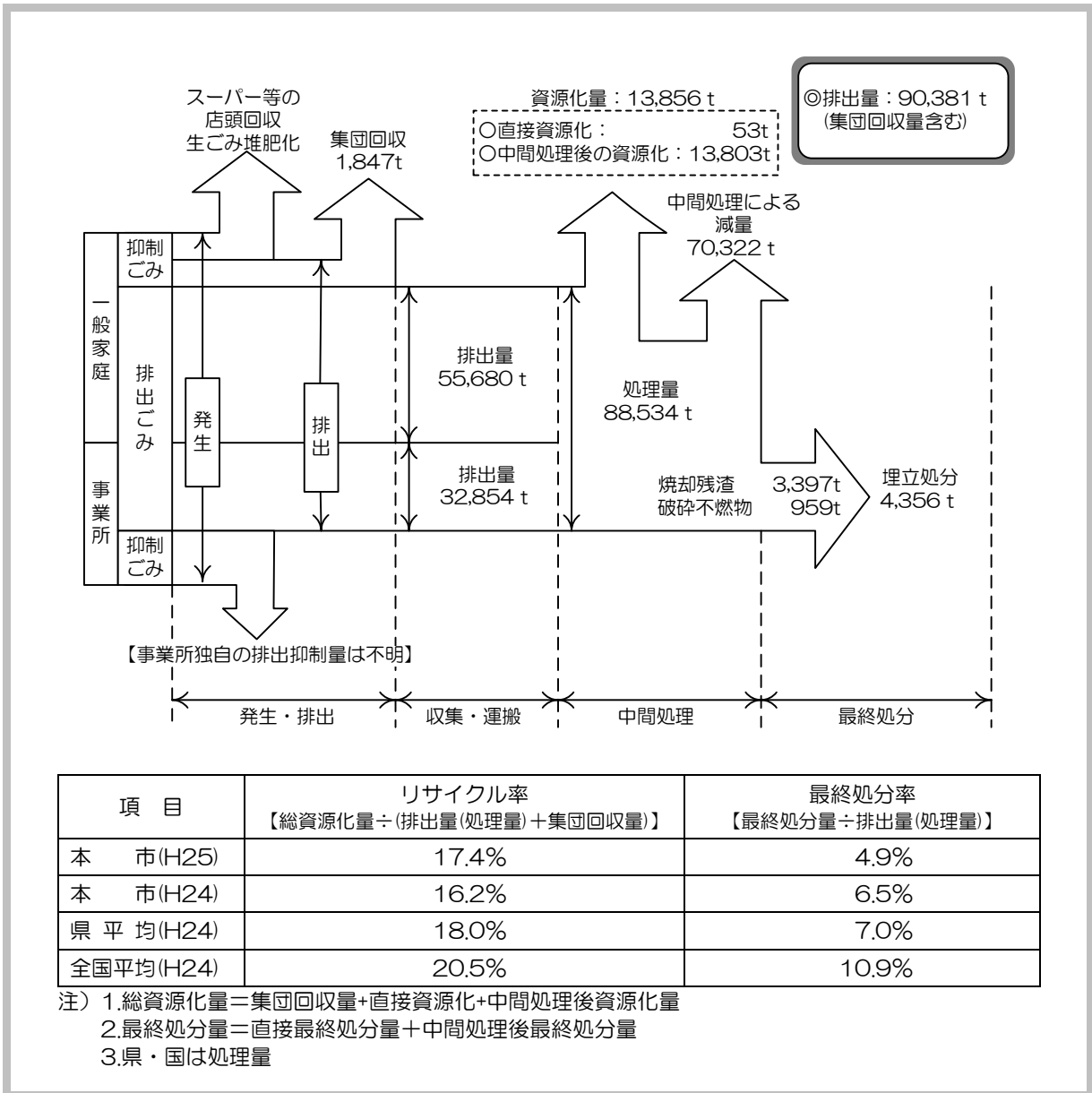
図表 3-20 にごみ発生から埋立処分までのフロー図を示しました。

家庭や事業所での発生抑制の取り組みや集団回収による資源化を経た後に排出されたごみは、本市の施設などで資源化（リサイクル）や焼却処理などの中間処理による減量を行います。また、どうしても資源化できないもの（焼却残渣の一部、ガラスくず、陶磁器くずなど）は、埋立処分（最終処分）します。

平成 25 年度実績では、リサイクル量は 15,703t、リサイクル率は 17.4%となっており、最終処分量は 4,356t、最終処分率は 4.9%となっています。

また、平成 24 年度実績で県平均や全国平均と比較するとリサイクル率は下回っていますが、最終処分率は上回っています。

◆図表 3-20 リサイクルと最終処分（平成 25 年度）



資料：佐賀県・国「一般廃棄物処理事業実態調査結果(平成 24 年度)」

## 6. ごみ処理経費

本市のごみ処理経費の推移は概ね横ばい傾向です。平成 25 年度における建設改良費及びその他を除く処理及び維持管理費は、市民 1 人当たりで年間約 13,500 円、ごみ 1t 当たりで約 35,300 円です。

施設の建設から 11 年を経過していることもあり、今後、施設の老朽化も見込まれることから、施設の安定運転を継続するため補修等に係る設備費用が必要となるものと考えられます。

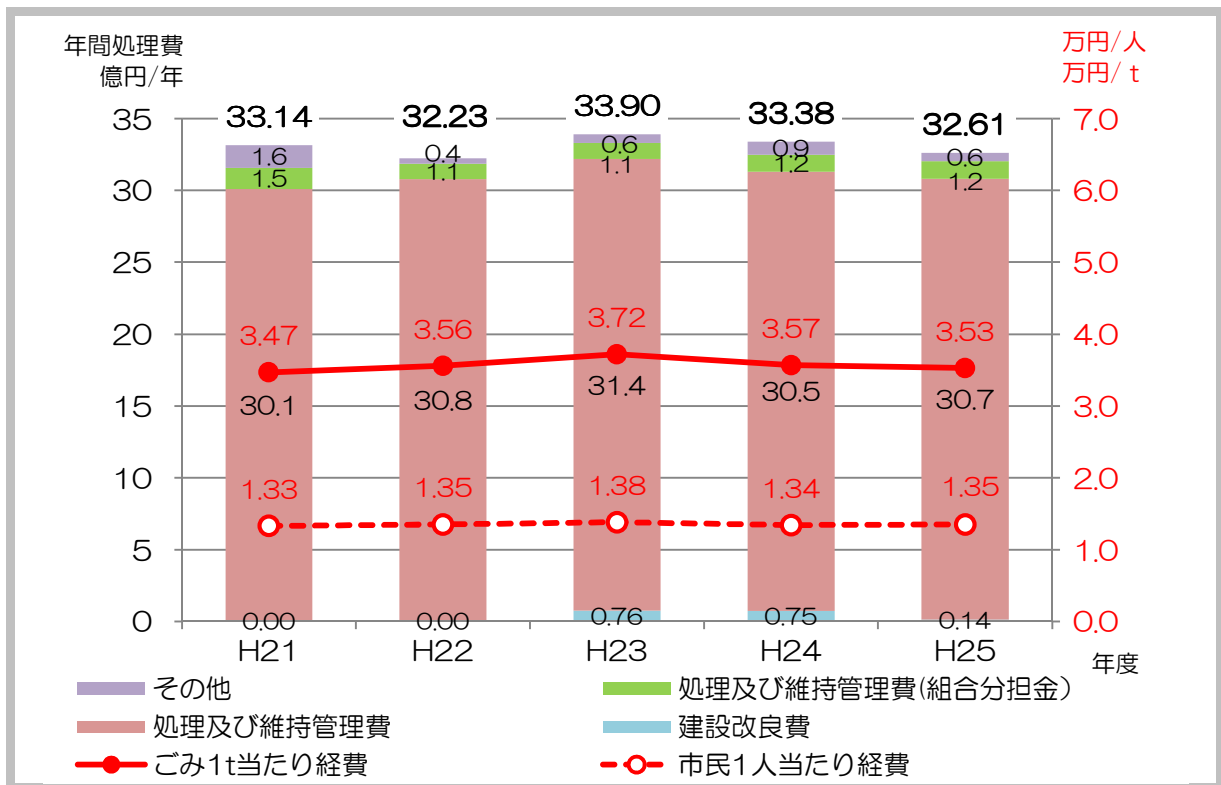
◆図表 3-21 ごみ処理経費

単位：千円/年

項目		年度				
		H21	H22	H23	H24	H25
建設改良費		0	0	76,125	74,639	14,309
処理及び維持管理費	a	3,008,530	3,078,670	3,142,993	3,053,712	3,065,042
処理及び維持管理費 (組合分担金)	b	147,573	105,903	109,513	117,974	123,701
その他		158,124	38,320	61,540	91,849	58,391
合計		3,314,227	3,222,893	3,390,171	3,338,174	3,261,443

人口	A	236,693	236,357	235,809	236,993	236,338
ごみ量	B	90,967	89,429	87,372	88,756	90,381
市民 1 人当たり経費	(a+b)/A	13,300 円/人	13,500 円/人	13,800 円/人	13,400 円/人	13,500 円/人
ごみ 1t 当たり経費	(a+b)/B	34,700 円/t	35,600 円/t	37,200 円/t	35,700 円/t	35,300 円/t



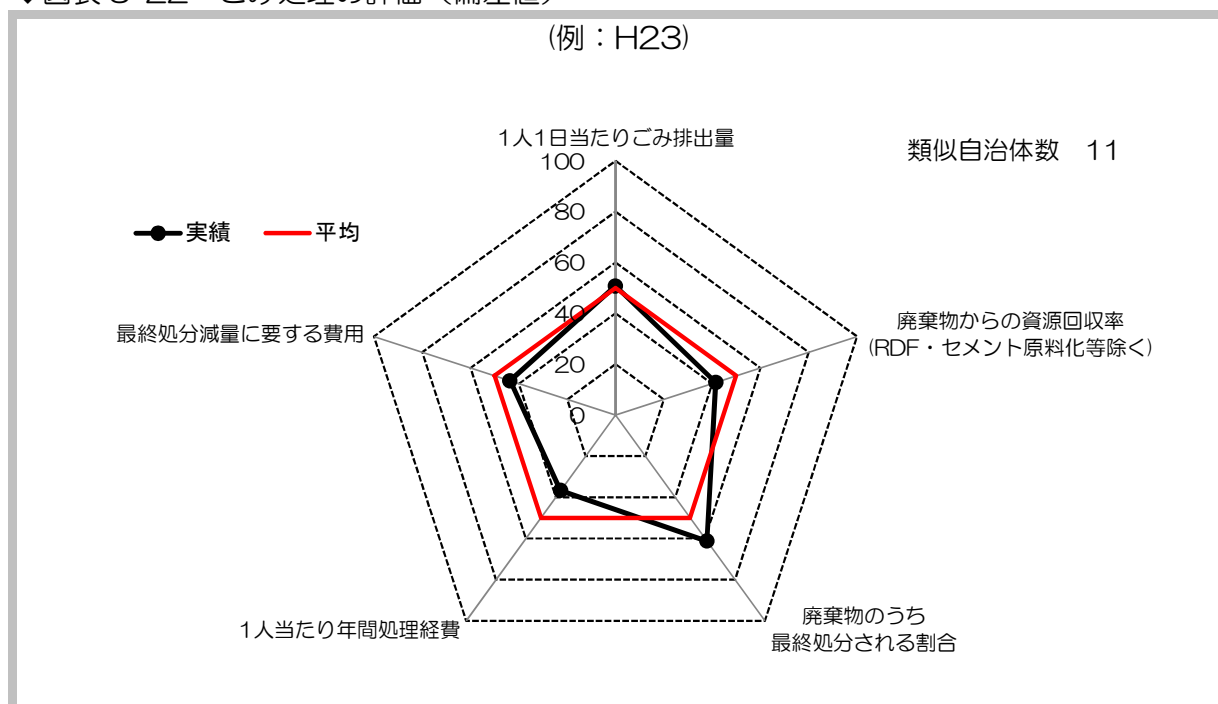
資料：一般廃棄物処理事業実態調査結果

## 7. ごみ処理の評価

本市のごみ処理の評価については、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を利用して、平成23年度のデータに基づき、本市と人口及び産業形態が類似する自治体との比較評価を行いました。

結果として、本市は1人1日当たりごみ排出量、廃棄物のうち最終処分される割合は平均以上、その他は平均以下と評価されました。そのため、平均以下となっている項目を向上させる施策を推進する必要がありますが、平成25年度、26年度のごみ処理施設の統廃合により一定の改善が見込まれます。

◆図表3-22 ごみ処理の評価（偏差値）



注) 抽出条件：産業構造考慮、人口規模 15万～25万人 出典：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール

◆図表3-23 類似自治体（産業構造考慮）とのごみ処理状況の比較（H23）

自治体	人口	1人1日当たり ごみ排出量 (g/人日)	資源回収率	最終処分 割合	1人当たり 年間処理経費 (円/人年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
平均値	—	1,027	19.8%	12.5%	11,397	33,774
佐賀県佐賀市	235,809	1,015	14.7%	6.4%	13,874	39,414
北海道帯広市	168,492	948	26.2%	13.4%	12,886	40,440
青森県弘前市	182,822	1,262	10.0%	12.7%	11,856	26,531
宮城県石巻市	153,452	737	18.2%	18.0%	12,346	52,980
長野県上田市	158,935	845	25.5%	7.5%	7,628	25,457
愛知県豊川市	180,121	1,120	27.9%	7.1%	10,425	26,305
島根県出雲市	173,539	997	19.4%	15.2%	9,318	27,988
広島県東広島市	179,220	1,010	12.3%	15.7%	11,069	33,636
山口県山口市	195,310	1,108	23.3%	2.9%	11,230	27,282
愛媛県今治市	169,710	1,018	15.0%	18.4%	14,276	45,269
宮崎県都城市	171,436	1,239	25.7%	20.1%	10,454	26,216

注) 人口は10月1日現在 住民基本台帳

出典：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール

## 第2節 これまでの取組み

前回の計画策定以降、新たに取り組んだ3R（発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル））に関する主な施策は、以下のとおりです。

◆図表 3-24 施策の取組み状況

【減量目標】

内容	実績	実施年度
H18年度比でH20年度までにごみの総排出量 10%削減	11%削減	H19～H20
H20年度比でH24年度までに燃えるごみ量 10%削減	4.7%削減	H21～H24
ごみ減量ダブルチャレンジ 家庭系ごみ量 H24年度比で H26年度までに 1人1日 20g 削減、 事業系燃えるごみ量 H20年度比で H26年度までに 10%削減すること で H26年度までに 1人1日当たりごみ排出量 1,000g を目指す	-	H25～H26

【新たに取り組んだ施策】

施策	概要	実施年度
ごみ処理施設の統廃合	・市町村合併により複数あるごみ処理施設を統廃合することによりごみ処理の効率化を図る	H22、 H25、H26
生ごみ減量の取組み強化	・生ごみ堆肥化等促進事業 堆肥化等の生ごみの減量方法についてくわしい団体へ委託し、市民を対象にした体験型講座や相談・サポートを実施	H22 開始
リユース（再使用）の推進	・無償譲渡会の開催 年に数回リユース品の無償譲渡会を開催	H21 開始
事業系ごみ減量の取組み強化	・多量排出事業者への事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の作成及び提出や廃棄物減量等推進責任者の選任の義務化	H21 開始
	・3R推進パートナー制度 ごみ減量に積極的に取り組む事業者を、市で登録・広報支援	H25 開始
紙リサイクルの推進	・雑がみの紙袋での分別推進	H22 開始
	・事業系難古紙（シュレッダー紙など）の分別徹底の推進	H23 開始
若い世代への啓発	・高校生エコチャレンジ 市内の高校生に雑がみの紙袋での分別を実践してもらう	H24 開始
バイオマスの有効利用の推進	・廃食用油から精製したバイオディーゼル燃料の市営バスへの活用	H24 開始
	・民間業者による草類・剪定枝のリサイクルの推進	H24 開始
	・バイオマス産業都市構想の認定	H26

## 第3節 ごみ処理や取組みに関する課題

### 1. 2R（リデュース(発生抑制)・リユース(再使用))の更なる推進

国は第3次循環型社会形成推進基本計画において、3Rの中で優先順位の高い2Rの取組みが進む社会経済システムの構築を求めています。

本市においても、こうした考えに基づき、市民に対しては環境に配慮したライフスタイルの提案や家庭系の燃えるごみの中で約4割を占める生ごみの減量に取り組むための情報提供や支援などを、事業者に対しては「拡大生産者責任」の考えのもと、廃棄されにくい又はリユースしやすい製品の開発及び生産などを啓発していくことが必要となっています。

### 2. 事業系ごみの減量

事業系ごみ量は、景気の好転なども影響し、平成24年度から2年連続して増加しています。また、本市の焼却施設に搬入される事業系ごみの組成をみると、生ごみと紙ごみが大半を占めている状況となっています。

以上のことから、事業所単位でごみ減量に取り組む体制づくりの研究・検討の実施や生ごみと紙ごみの減量に重点をおいた施策の展開を図る必要があります。

### 3. 市全域での分別方法の統一

本市では、平成17年10月と平成19年10月の2度の市町村合併の後も、ごみ処理は、しばらくの間、旧市町村の方法を引き継いでおりましたが、平成22年度から平成26年度までの間に、ごみ処理施設の統廃合を行い、分別方法については脊振広域クリーンセンター（一部事務組合で運営）で処理している諸富町、三瀬地区を除き統一されました。

今後は、一部事務組合の地区も含めた市全域での分別方法の統一を目指して、効果的な市民への啓発や効率的な施設の運営のあり方を含めた研究・検討を行う必要があります。

### 4. 若い世代への啓発

「環境問題に関する世論調査」（平成24年度内閣府調査）によると、若い世代の3Rの知識は高いものの、実際に行動を取っている人は少ないという結果が出ています。

そのため、若い世代に対し、知識としての3Rではなく、興味を持って実際に行動を起こさせる取組みのあり方について研究・検討を行う必要があります。